

岩手県公安委員会告示第8号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定に基づき、次のとおり運転免許取得者教育が同項各号のいずれにも適合している旨の認定をした。

平成26年4月15日

岩手県公安委員会

委員長 雫石 禮子

- 1 運転免許取得者教育を行う者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
  - (1) 名称 株式会社エステーモータースクール
  - (2) 主たる事務所の所在地 滝沢市巣子169番地3
  - (3) 代表者の氏名 山本 武司
- 2 運転免許取得者教育に使用する施設の名称 STモータースクール
- 3 運転免許取得者教育に使用する施設の所在地 滝沢市巣子169番地3
- 4 運転免許取得者教育の課程の区分 運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第1条第3号及び第6号に掲げる課程
- 5 運転免許取得者教育の課程の名称 高齢者講習同等課程、更新時講習同等課程
- 6 認定年月日 平成26年3月19日